

資料2	H21.1.23
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

移動支援に係る 取扱いの変更等について

平成21年1月
千葉県障害者自立支援課

1 通年かつ長期にわたる利用について

(1)「通年かつ長期にわたる外出」の定義は以下のとおりとします。

1週間に一度程度、同一の目的のために、3カ月以上程度の期間に
わたり定期的に行う外出

ただし、以下に該当する利用は除きます。

- 社会生活上不可欠な外出
 - ・ 買い物 ・ 冠婚葬祭 ・ 官公署、銀行、郵便局等への手続き
 - ・ 医療機関への通院 等
- 余暇活動のうち利用者個人の参画で完結する個人的な外出
 - ・ 個人による社会参加全般



通年かつ長期の利用となる利用例

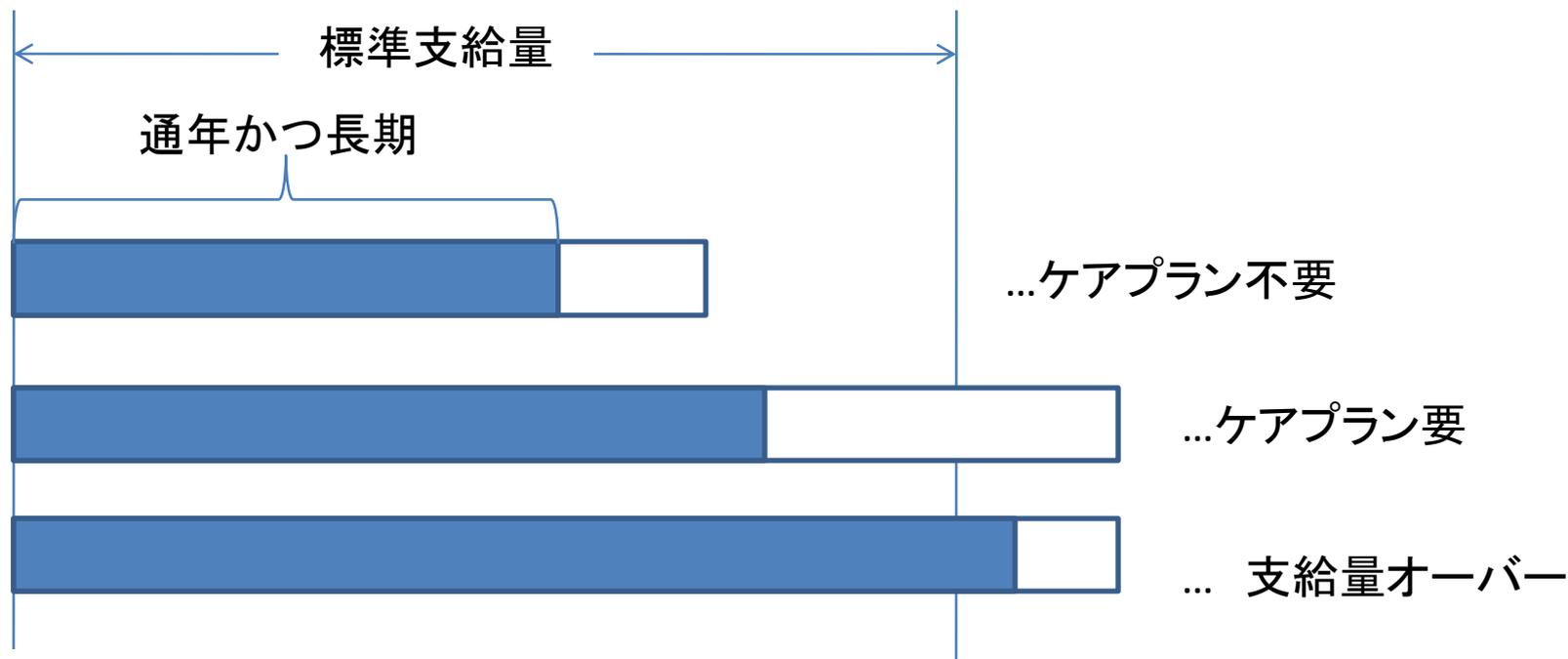
- ・ 教育機関への通学 ・ 保育所、子どもルーム等への通所
- ・ 通所施設、ワークホーム等への通所 ・ 習い事、サークル活動への参加
- ・ 団体活動への参加

(2) 通年かつ長期にわたる外出を認める範囲

標準支給量(通常は25時間)の範囲内で、申請のあった時間数を支給決定します。ただし、以下に該当する場合を除きます。

- 外出先の機関等が当該移動の保障を行うべき場合
 - ・ 義務教育機関への通学 ・ 子どもルームへの通所 等
 - 教育機関所管部局、児童施策所管部局での対応が適当
- 利用者又は外出先の機関に対し公費等で移動の保障に係る手当てが行われている場合
 - ・ 通所施設、ワークホーム等への通所 等
 - 給付費、通所サービス利用促進事業、通所交通費助成等で手当てあり
 - ・ 団体活動等への参加（公費等の手当てがある、又はなされるべきと認められる部分）

支給量の考え方は以下のとおりです。



(3) 運用方法

総支給決定時間が標準支給量を超え、通年かつ長期の利用が認められた方につきましては、千葉市地域生活支援給付受給者証(二)欄の支給量欄に「通年かつ長期あり」とゴム印を押印し、事業者の方が当該利用について提供可能かどうか分かるようにします。

○ 受給者証の記載例

(二)

支給決定内容

サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間
移動支援 (身体介護を伴う)	—	30時間／月 通年かつ長期あり 印	平成20年 4月 1日 から 平成21年 3月31日 まで

(4) 適用年月日

平成21年2月1日

2 外出先におけるいわゆる「中抜け」について

(1) 外出先における介助を認める場合

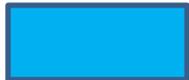
サークル活動等外出先の機関等による支援が期待されうる場合においても、以下の全てに該当する場合、外出先での介助について、実際に支援を行った時間数でなく、見守り等の支援を行っていた時間分の給付費を算定します。

- 移動支援の従事者により行うことが期待される支援が発生する可能性がある。（一定以上の距離の移動、トイレ介助、水分補給等を想定）
- 利用者に付き添い、支援が必要な際に直ちにそれを行えるよう常時見守りを行っている。
- 他に利用者の介助を行うスタッフがいない。
→ 院内の介助については、別途院内介助に係る規定により要否を判断
します。



以下のような場合は算定の対象となりません。

- ヘルパーが利用者と同じ場所に付き添っていない。
- 院内介助の規定により院内介助の必要なしとされた。



…算定対象時間

家

レクリエーション会場

家

○ 現在



レクリエーション中は、
直接支援していない場
合算定対象外



家

レクリエーション会場

家

○ 運用改善後



通院等介助における官公署等
内の介助と同様

レクリエーション中
でも、一定の要件を満
たせば算定可能

(2)適用年月日

平成21年2月1日

3 身体介護有り、無しの区分について

(1)身体介護有り、無しの聴き取り項目の評価方法について

障害程度区分認定を行っていない者について、今まで同認定の際のとおり、聴き取り項目の評価を「主に生活する場」での評価としているところ、「外出先での評価」に改めます。

(2)適用年月日

平成21年2月1日付の支給決定から

(3)移動支援に係る身体介護有り、無し等の取扱いについて

「身体介護」の意味等については以下のような取扱いとなりますので、再度ご確認の上今後のサービス提供の際にご留意くださるようお願いいたします。

- 「身体介護有り」「身体介護無し」どちらに区分されても、移動支援における支援内容は変わりません。したがって、どちらに区分されても、身体介護が必要な場合は行うこととなります。
 - 身体介護有り、無しとは予め身体介護を行うか行わないかを定めるものではなく、単なる単価の区分の呼称です。
- そもそも「身体介護」とは体に触れることではなく、排泄、食事等の介護その他体を直接支え、動かすこと等によって行う動作の介助を行うことです。
 - 視覚障害者の移動の支援に際し腕を引かせる、トイレで設備の設置場所を手を引いて示す行為などは、身体に触れていますが、身体介護に相当するものではありません。

4 その他

1において、移動支援の通年かつ長期の利用について受給者証に表記することとした取扱いに準じ、障害福祉サービスにおける居宅介護、地域生活支援給付における移動支援等において、医療機関内の介助について区役所に届け出た場合、「院内介助あり」とゴム印を押印し、事業者の方が当該利用について提供可能かどうか分かるようにします。(平成21年2月1日付以降の支給決定から)

○ 障害福祉サービス受給者証の記載例

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	3
認定有効期間	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
サービス種別	居宅介護
支給量等	通院等介助(身体有) 20時間/月 院内介助あり 印
支給決定期間	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

○ 千葉市地域生活支援給付受給者証の記載例

(二)

支給決定内容			
サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間
移動支援 (身体介護を伴う)	—	30時間／月 院内介助あり 印	平成20年 4月 1日 から 平成21年 3月31日 まで